

京丹後市入札監視委員会(令和 7 年度第 2 回) 議事概要

開 催 日 時	令和 8 年 1 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 10 分	
開 催 方 法	Zoom による Web 会議	
出席委員氏名 (職業)	委員長 おおはし 大橋 せいいち 誠一 (公認会計士) 委 員 かくだ 角田 あきら 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 教授) 委 員 たかはし 高橋 えいじ 映次 (弁護士)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (なかにし 中西総務部長) 2 報告事項 3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 角田委員を選出 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (なかにし 中西総務部長)	
審 議 対 象 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 30 日	
抽 出 案 件	総件数 8 件	(備考) 対象件数 103 件
一 般 競 争 入 札	4 件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	1 件	
随 意 契 約	3 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委 員 会 意 見 の 内 容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、最低制限価格がなく、極端に低い金額で落札となる場合に拒否できる根拠法令がないのか調べていただきたい。 また、工事発注標準の見直しを検討していただきたい。	

別 紙

「2 報告事項」関係

※ 令和7年度第1回入札監視委員会において、委員からの意見があり、随意契約の再度の見積依頼時の経緯の明確化について検討した内容、及び執務並行改修における労務単価等の補正率は入札参加者が調べればわかるのではないかという質問に対する回答を報告したもの。その内、意見・質問のあった項目について記載しています。

意見・質問	回 答 等
○執務並行改修の労務単価等の補正率について 入札参加者が補正率を把握しにくいことに対して、改善することは難しいのか。	積算基準に基づき、積算しており、独自に改善していくのは難しいと考えます。

「3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 令和6年度 アメニティ久美浜排水路河川維持工事 … 一般競争入札

※ 最低制限価格がなく、落札率が低い案件。

意見・質問	回 答 等
○工事の品質について 他の入札金額と比べて落札金額がかなり低い、工事の品質は大丈夫なのか。	業者からの提出資料及び材料、水路ゲートの施工状況等を十分確認した上で工事を完成させていますので、品質に問題はないと考えます。
○入札金額について (1) 最低制限価格がない場合、極端に低い入札金額のときの制限は何もないのか。	明らかにおかしい金額の場合、落札決定を一旦保留して、業者に確認することになるかと思います。
○積算について (1) 人工の積算について、業者により余力を見たり、数え方に差が出たりするものではないのか。	材料の見積もりを取る場合、人工も併せて見積もりを取ることになり、その場合は閲覧設計書に示しますので、積算は容易にできます。
○積算について (2) そこまで閲覧設計書に示すと入札をする意味があるのか。	実際いくらで入札されるかは業者の裁量の範囲であり、今回は最低制限価格がありませんので、一番低い入札金額の業者が落札されたことになります。
○ゲートについて 規格品か特注品かどうか。	現場の水路断面に合わせた特注品です。

意見・質問	回 答 等
○落札金額について 落札業者は新しい会社だから実績を積むために入札金額を低くしたということか。	あくまで推測ですが、落札業者は市に最近登録した業者で、市の受注実績はほとんどないため、今後のことを考え、低い入札金額で応札されたのではないかと考えています。
○入札金額について (2) 極端に低い入札金額の場合に落札決定を保留できる根拠法令はあるのか。	保留については、特にありません。
○入札金額について (3) 最低制限価格がない場合、極端に低い入札金額のときに他者を落札業者にできないのか。	最低制限価格がない場合、価格競争ですので、基本的には一番低い入札金額の業者が落札業者になると考えています。

2 令和7年度 市道大池1号線道路維持工事・・・指名競争入札

※ 当初は一般競争入札を行ったが、発注者側の都合により落札決定を取消したため、当初入札で参加申請のあった業者に対し、指名競争入札を行った水道施設工事との合冊入札案件。

意見・質問	回 答 等
○落札決定の取り消しについて (1) 入札開始時間より早く応札された業者を含めて抽選を行い、落札決定したが、その後その不備がわかったため、落札決定の取り消しを行ったということか。	そうです。
○一般競争入札の落札業者について (1) 今回の指名競争入札の落札業者とは違う業者だったのか。	そうです。
○電子入札システムについて (1) 入札開始時間より早く応札できてしまうのは、システム上、仕方がないことなのか。	以前はシステム稼働時間と入札開始時間が同じでしたが、令和7年4月1日よりシステム稼働時間が30分早くなったため、入札開始時間と時間差が生じ、システム上、入札開始時間より早く応札ができてしまうという状態であったということです。

意見・質問	回 答 等
○電子入札システムについて (2) 入札開始時間より早く応札できてしまうことについて、何か対策は考えているのか。	今回以降、入札開始時間を 30 分早くして、システム稼働時間と合わせています。
○一般競争入札の落札業者について (2) 結果的にビジネスチャンスを失ったことになるのか。	そうなります。該当業者には謝罪しています。
○落札決定の取り消しについて (2) 落札決定の取り消しが決まってから該当業者へ連絡するまでの期間は 1 日ということか。	そうです。
○落札決定の取り消しについて (3) 該当業者への経済的な損失はなかったのか。	契約手続きを一部進められていましたので、その手続きを止めることに労力を費やしてはいただきましたが、金銭的な負担はありませんでした。
○電子入札システムについて (3) 過去に今回と同じようなことはなかったのか。	令和 6 年度まではシステム稼働時間と入札開始時間が同じでしたので、今回のようなことはありませんでした。

3 令和 6 年度(繰越) 宇川温泉よし野の里温泉棟ウッドデッキ改修工事 …… 一般競争入札
※ C 等級で入札者が 1 者しかなく、落札率が高い案件。

意見・質問	回 答 等
○入札時期について 工事完成が 8 月初旬であり、入札時期をもっと早くすることはできなかったのか。	令和 6 年度の 12 月補正で設計業務と工事の予算を計上し、設計業務は令和 7 年 1 月に入札を依頼し、4 月末に完了しています。その後、今回の工事の入札を行っており、もっと早く入札を行うことは非常に困難であったと考えています。

意見・質問	回 答 等
○工期について 施工が暑い時期の場合、落札しづらい傾向はあるのか。	そのような傾向はありません。ただ規模の小さい建築業者は公共工事より民間工事を中心にされている場合が多く、C等級の4社すべてが入札に参加することは少ない傾向にあります。
○発注方法について 他にもウッドデッキを使われている施設があり、定期的に更新する必要があると思うが、近くの施設でまとめて発注することにより入札の参加率が上がる可能性はないか。	今回はC等級の工事ですが、複数施設をまとめてB等級の発注になりますと、参加業者が多くなる可能性はありますが、現場は離れますし、作業効率等を考えて、各業者が参加されるかどうかを判断されることになるかと思います。

4 令和7年度 高橋接合井3号導水ポンプ取替工事・・・一般競争入札

※ 最低制限価格がなく、落札率が低い案件。

意見・質問	回 答 等
○参考見積もりについて これまでは市内業者に参考見積もりを徴取していたが、今後、別の業者にもっと多様な参考見積もりを徴取するような方針はないのか。	基本的に業者に市内調達をお願いしていることもありますが、今後もできる限り市内業者から参考見積もりを徴取していきたいと考えています。

5 令和7年度（仮称）市営住宅周枳団地新築工事（建築主体工事）・・・一般競争入札

※ 契約金額が大きい案件。

意見・質問	回 答 等
○入札参加可能業者数について 今回は2JVの入札参加であるが、入札参加可能業者数はどれくらいあったのか。	JVの代表者の資格要件である建築一式工事のA等級は5社いますので、最大5JVは参加可能でした。
○工事対象施設について（1） 何世帯が入居できるのか。	A棟が2戸、B棟が8戸で合計10戸になります。

意見・質問	回 答 等
○工事対象施設について (2) 平屋はバリアフリー対応になっているのか。	高齢者の方でも住みやすいようにスロープ等を設けて、段差の少ない設計にしています。
○工事対象施設について (3) 建て替えるのか追加で建てるのかどちらか。	既存施設を解体した後、今回の新築工事を行っています。
○工事対象施設について (4) 今回の施設は低層であると思うが、他の施設も同様か。	本市の市営住宅は、3 階建てまでで、ほとんどが低層になっています。
○入札参加資格要件について 今回の施設は平屋と 2 階建てであり、建物の規模はそこまで大きくないが、JVの代表者はA等級にしなければならなかったのか。	JVの代表者は、格付等級の最上位級とするようJVの運用基準に定めています。

6 京丹後市立弥栄総合運動公園社会体育館トイレ改修工事 …… 随意契約

※ 初度の一般競争入札において、不落となり、再度入札において、入札参加者が初度の入札の最低入札価格以上による入札により全者失格となったため、不調となり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回 答 等
○工事完成時期について いつ工事が完成したのか。	工期は令和 7 年 10 月 3 日まででしたが、工事がスムーズに進み、令和 7 年 9 月 3 日に完成しています。
○見積金額について なぜ見積金額にばらつきがあるのか。	随意契約では、最低制限価格がありませんので、各業者の受注意欲が高かった結果ではないかと考えます。
○入札金額について 最低制限価格を算出するのは難しい案件か。	営繕関係の工事は、土木工事のように見積単価等を事前公表していませんので、難しいと思います。

意見・質問	回 答 等
○見積単価の事前公表について (1) なぜ建築工事は事前公表しないのか。	建築工事は、京都府が事前公表していませんので、本市でも事前公表していません。
○見積単価の事前公表について (2) なぜ土木工事は事前公表するのか。	発注方法を見直していく中で事前公表するようになったと聞いていますが、その経緯について、今は詳細がわかりません。

7 令和7年度 京丹後市火葬場火葬炉設備耐火材等修繕工事・・・随意契約

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が100%であった案件。

意見・質問	回 答 等
○採用業者について (1) 京丹後市火葬場ができたときから受注している業者か。	そうです。
○火葬場の稼働率について 最近の傾向として、火葬場の稼働率が高く、告別式の日程を遅らせているところがあると聞くが、京丹後市ではどうか。	今のところ、そういうことはありません。
○火葬場の運営業者について 指定管理者はいるのか。	令和5年度から外部委託で運営しています。
○採用業者について (2) 独自の技術とはどのようなものか。	採用業者がリモートで温度や空気量をコンピュータ制御し、火葬炉を監視しています。
○設計金額の妥当性について 採用業者でないと本当にできないのか検証したり、他社からも見積もりを徴取したりしているのか。	他社からの見積もりは徴取していませんが、過去の工事内容と比較し、設計金額の妥当性を検証したり、事前に価格交渉や協議を行ったりしています。

意見・質問	回 答 等
○採用業者について (3) 機械を入れ替えない限りは、ずっと採用業者が受注することになるのか。	そうです。
○火葬炉について 何年ぐらいもつのか。	電気設備なら 15 年、躯体部分なら 30 年ぐらいはもつのではないかとは思っていますが、火葬の件数等の状況により変わってくるのではないかと思います。

8 やさか老人保健施設ふくじゅ 1 階空調設備更新工事 … 随意契約

※ 初度及び再度の一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札したものがなく不落となり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回 答 等
○入札結果・見積結果について なぜ入札・見積金額がこんなに上下に分かれているのか。	入札で 1 回目が予定価格超過の業者は 2 回目に最低制限価格未満にならないような金額を入れられた結果で、随意契約では、最低制限価格がないため、受注意欲がある業者は 1 回目の入札で最低制限価格未満で失格となっている入札金額より低い金額でないと採用にならないと考えた結果ではないかと推測しています。
○見積結果について (1) 見積金額が高い業者は、受注意欲があまりなかったということか。	実際どういう考えであったかはわかりませんが、そうではないかと推測しています。
○見積結果について (2) 随意契約で、1 回目の入札で最低制限価格未満で失格となっている入札金額より低い金額で採用になるのが慣例か。	他社との競合になりますので、該当金額よりも高い金額で採用になる可能性はありますが、今回は低い金額で採用になっています。

「3 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
○指名停止の理由について 入札に参加しなかったというのは、参加申請はしていたけど、入札をしなかったということか。	指名競争入札で指名させていただいたが、入札するのを忘れておられたようです。
○指名停止業者について 該当の指名停止業者は、指名停止期間を除く本委員会の審議対象期間内に契約できたのか。	入札ではなかったと記憶していますが、随意契約では契約していると思います。

2 談合情報対応状況の報告

内 容
今回はありません。